失踪宣告

平成２６年（家）第５０７号
本籍愛知県岡崎市若松町字宮前35番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　野々山輝江
昭和22年６月９日生
平成27年３月17日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

平成２６年（家）第３５５７号
本籍富山県富山市八尾町茗ケ原402番地、最後の住所大阪府大阪市浪速区恵美須西３丁目13番20号　大隅青葉荘202号
不在者　宇崎　正明
昭和44年12月22日生
平成27年３月18日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第３７８２号
本籍鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手514番地、最後の住所大阪府東大阪市中石切町５丁目３番１号
不在者　稲田　友一
昭和14年５月30日生
平成27年３月17日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５０７９号
本籍大阪府大阪市浪速区大国３丁目11番地28、最後の住所大阪市南区木津北島町２丁目番地不明
不在者　岡田　キヌ
明治36年１月25日生
平成27年３月18日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第２２５号
本籍兵庫県加東市上滝野1056番地、最後の住所兵庫県加東市下滝野３丁目69番地３
不在者　前田　祐一
昭和57年12月29日生
平成27年３月17日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所社支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号
東京都千代田区霞が関１丁目３番２号
申立人　日本郵便株式会社
代表者代表取締役　髙橋　　亨
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月13日
平成27年３月18日　　常陸太田簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＥ00466　66番
金額　30,300円
支払人　常陸太田市日本銀行常陸太田代理店
（常陽銀行太田支店）
支払地　茨城県常陸太田市
振出日　平成26年９月12日
振出地　茨城県常陸太田市
振出人　常陸太田市　資金前渡官吏　常陸太田航空衛星センター　総務課長　岡田　勝美
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第３号
静岡市清水区宮加三322番地の１
申立人　有限会社平岡工業所
代表者代表取締役　平岡　郁朗
権利を争う旨の申述の終期　平成27年３月13日
平成27年３月19日　　清水簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｘ228769
金額　287,700円
支払期日　平成26年４月10日
支払地　静岡県静岡市
支払場所　株式会社静岡銀行清水中央支店
振出日　平成25年12月10日
振出地　静岡県静岡市
振出人　株式会社ケーイーコーポレーション
代表取締役　梶本　丈喜
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１６７号
広島県安芸郡府中町本町２丁目13番５号
債務者　有限会社巧建社
代表者代表取締役　兼岡　千年
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
４　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県出水市中央町400番地２、前住所鹿児島県西之表市鴨女町117番地　小倉良光貸家202号
債務者　伊藤　一昭
１　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　破産債権の届出期間　平成27年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
福島県伊達市伏黒字前前160番地
債務者　鳴原　孝寿
１　決定年月日時　平成27年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　初美
４　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
千葉県君津市北子安４丁目20番１号
債務者　渡邊　泰弘
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　貴康
４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２８号
千葉県君津市南久保１丁目15番15号
債務者　笹子　信幸
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐久間水月
４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１号
茨城県鉾田市子生728番地17
債務者　須賀　光一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
４　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
茨城県水戸市堀町1108番地の12
債務者　讃岐　　誠
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠崎　和則
４　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
水戸地方裁判所